

令和7年度

高齢者世帯等に対する冬の生活支援対策事業のお知らせ

灯油価格の高騰に伴い、灯油購入資金の一部を助成し、冬期間の生活を支援します。

1世帯につき **商品券20,000円分**

(足寄町商工会発行)

支給対象となる世帯

高齢者世帯

- ・65歳以上の方のみの世帯

障がい者世帯

- ・障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方がいる世帯

ひとり親世帯

- ・18歳以下の児童を養育しているひとり親世帯

上記のいずれかに該当し、次の①～③の条件すべてに該当する世帯

条件①

- ・令和7年11月1日現在、足寄町に住所を有し、（在宅で生活している方かつ）引き続き**在宅で生活する**方の属する世帯

条件②

- ・令和7年度市町村民税が**非課税**の世帯

条件③

- ・世帯年間収入（令和6年中の課税対象となる収入）が、**下記に該当する世帯**

世帯年間収入（令和6年中の課税対象となる収入）

1人世帯→100万円以下 2人世帯→140万円以下 3人世帯→180万円以下

（4人以上の世帯は、1人増えるごとに40万円を加算した額以下。）

※1つの家屋に複数の世帯が同居している場合は、1つの世帯とみなします。

＜対象外となる世帯＞

- ・生活保護受給世帯
- ・世帯全員が社会福祉施設（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、福祉ホーム）等に入所している世帯
- ・住民票上では別世帯だが支給の対象とならない方が同居している世帯

申請方法

必要なもの

- ・印鑑
- ・窓口に来られる方の**本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）**

※令和7年1月2日以降に転入された方は、世帯の収入がわかる書類が必要です。

受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月27日（金）

午前8時35分～午後5時5分

※正午～午後0時45分、土日祝日を除く。

※受付時間内に申請が難しい場合は、事前にご相談ください。

受付窓口

足寄町役場 こども・健康課 福祉担当窓口

裏面につづく

* 冬の生活支援対策事業の助成対象かどうかの確認をしてください！

冬の生活支援対策事業の助成対象世帯です。

冬の生活支援対策事業の助成対象になりません。

Q 令和7年11月1日現在、足寄町住民基本台帳登録がありますか？

「はい」登録があります。

「いいえ」登録はありません。

Q 現在も足寄町にお住まいですか？

「はい」引き続き足寄町で生活しています。

「いいえ」転出しました。
(または転出する予定です。)

Q あなたの世帯は令和7年度市町村民税の非課税世帯ですか？

「はい」非課税世帯です。

「いいえ」課税世帯です。

Q あなたの世帯の年間収入(令和6年中の課税対象収入)は下記に該当しますか？

1人（単独世帯）～100万円以下

2人世帯 ～140万円以下

3人世帯 ～180万円以下

「いいえ」該当しません。

※4人以上の世帯は1人増えるごとに40万円を加えた範囲内の収入となります。

「はい」該当します。

Q あなたの世帯に社会福祉施設等に入所又は入居している方はいますか？

「いいえ」入所(入居)している世帯員はいません。
(または入所(入居)している世帯員はいますが、在宅で生活している世帯員もいます。)

「はい」全員が入所(入居)しています。

Q あなたの世帯は生活保護を受けていますか？

「いいえ」受けていません。

「はい」受けています。

Q あなたの世帯は65歳以上の方のみですか？

「はい」
世帯員は全員65歳以上です。

「いいえ」
65歳以下の世帯員がいます。

Q あなたの世帯に、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方はいますか？

「はい」います。

「いいえ」いません。

Q あなたの世帯は18歳以下の児童を養育しているひとり親世帯ですか？

「はい」ひとり親世帯です。

「いいえ」ひとり親世帯ではありません。

※住民票上では別世帯だが支給の対象とならない方が同居している世帯は、助成対象なりません。

※虚偽の申請により助成を受けた場合は、返還の対象となります。

申請・お問い合わせ先：足寄町子ども・健康課福祉担当 電話 25-2216(直通)